

平成十三年六月二十九日受領
答 弁 第 八 七 号

内閣衆質一五一第八七号

平成十三年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員首藤信彦君提出バルーチャン水力発電所修復プロジェクト（ミャンマー）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員首藤信彦君提出バルーチャン水力発電所修復プロジェクト（ミャンマー）に関する質問に
対する答弁書

一について

バルーチャン第二水力発電所（以下「本件発電所」という。）の補修工事（以下「本件補修工事」という。）は、老朽化した発電機、変圧器等の入替え等小規模な工事を積み重ねていく性格のものであり、現地住民の生活に重大な影響を及ぼすような大規模なものではないが、政府としては、現地住民の意見を含め、本件補修工事の様々な側面につき調査を行っていく考えである。ちなみに、政府は、本年六月十九日から同月二十一日まで現地に調査団（以下「現地調査団」という。）を派遣し現地住民の意向も聴取したところ、現地住民からは本件補修工事の実施を支持する意向が表明された。

なお、御指摘の国際協力事業団の専門家は、本件発電所の保守点検を行うために派遣されたものであり、本件補修工事の実施を想定した調査を行ったわけではない。

二の1について

本件補修工事に係る供与額は、今後基本設計調査を行い、ミャンマー政府とも協議を行った上で決定さ

れていくものであり、現時点で確定しているわけではない。

二の2について

平成九年及び平成十年の異常な降水量の減少のために平成十年及び平成十一年のモビエ・ダムの貯水量が大幅に減少したことから、平成十年度及び平成十一年度の本件発電所における発電量は大幅に減少したが、平成十一年秋以降、同ダムの貯水量は回復し、昨年度の発電量は平成九年度以前の水準に回復したと承知している。ミャンマーには雨季と乾季があり、年間を通じて同ダムの貯水量は変動するが、通常は乾季においても、本件発電所の能力を発揮するために十分な貯水量が確保されていると承知している。

他方、本件発電所は、建設後約四十年が経過し設備が老朽化し、現在同ダムの貯水量は十分であるにもかかわらず、本件発電所の現在の出力は本来の発電能力に達しておらず、また、漏水、漏電、磨耗等により発電機が頻繁に緊急停止する状況にあるとともに、現状のままでは、水車の破損、絶縁不良による火災等により完全に機能を停止するおそれもあり、これらの点は現地調査団も確認している。政府としては、そのような事態に陥れば、多数のミャンマー国民の日常生活に影響を与えることから、本件補修工事を緊急に実施する必要があると考えている。

二の3について

ミャンマー政府に照会したところ、平成十年に取水制限を行ったことはないとの回答を得ている。また、現地調査団からは、平成九年及び平成十年の異常な降水量の減少に伴い、モビエ・ダム周辺が渇水状況にあつたため周辺の農民が取水に困難を来したことはあるが、同ダムの両脇の水路が閉鎖された事実はなく、また、農作物については、収量は減少したものの、栽培できなかったという事実はないとの報告を得ている。

その後、平成十一年及び平成十二年において降水量が回復したことから、現在は同ダムの貯水量は十分に確保されている。また、同ダムから下流域に位置する本件発電所の補修工事は同ダムの貯水量に影響を与えるものではないことから、同ダム周辺の農業に悪影響が及ぶことは想定されず、この点は現地調査団も確認した。したがって、現時点において我が国政府として特段の対策を検討していることはない。ちなみに、現地調査団によれば、同ダムのかんがい地域の農民は、同ダム建設及び本件発電所の電力を使用した揚水設備によるかんがい水路の整備により生産が安定し、二期作も可能となったこと、同ダム周辺の農村に電力が供給され生活や教育が向上したこと等の恩恵を受けているとのことであった。

いずれにせよ、本件補修工事についての今後の調査においては、地域住民に与える影響を含め様々な側面につき検討していく考えである。

三の1について

我が国は、ミャンマーにおける出版物の事前検閲、集会及び結社の自由の制限、強制労働等、様々な人権問題について懸念しており、同国の人権状況の一層の改善が必要であると考えている。このため、同国に対し引き続き粘り強い働き掛けを行っていく所存である。

特に強制労働問題については、国際労働機関（以下「ILO」という。）審査委員会勧告を受けて同国が実施したとされる強制労働廃止のための実効的措置の実施状況等を客観的に評価する目的でILOの調査団が本年九月に同国に派遣される予定であり、我が国としては、同調査団の調査報告をも注意深く検討していく考えである。

三の2について

本件補修工事は、発電機、変圧器等の入替え等の小規模な工事を積み重ねていく性格のものであり、したがって、多数の労働者を現地で雇用したり、周辺住民を移転させたりする必要があるプロジェクトでは

ない。いずれにせよ、本件補修工事については、政府開発援助大綱（平成四年六月三十日閣議決定）を踏まえ、民主化の促進、基本的人権の保障等にも十分注意を払いつつ、ミャンマー政府の要請、その経済社会状況、日本とミャンマーとの二国間関係等を総合的に判断した上で、実施する旨をミャンマー政府に伝えたものであり、同大綱に抵触するものではない。

なお、ミャンマー政府に対しては、従来から、民主化、人権状況の改善等につき申入れを行ってきており、今後ともこうした働き掛けを行うとともに、本件補修工事については、ミャンマーにおける今後の状況を十分勘案しつつ実施することを考えている。

三の3について

ミャンマー政府に照会したところ、本件発電所周辺には、地雷は埋設されておらず、また、反政府勢力の基地も存在しないとの回答を得ており、現地の治安状況に特段の問題はないと考えているが、本件補修工事の実施に際しては、同国政府に対して現地の治安の確保に努めるよう要請する等、治安状況に最大限留意していく考えである。

三の4について

我が国政府は、ミャンマーにおける民主化勢力に対する抑圧、少数民族に対する人権侵害、タイへの難民及び国内避難民に関する問題等、様々な人権問題について懸念しており、ミャンマーの民主化及び人権状況の一層の改善が必要であると考えている。このため、同国に対し引き続き強い働き掛けを行うべく所存である。

四の1について

御指摘の送電線工事については、本年五月十日にユーゴスラヴィアの企業とミャンマー電力公社との間で契約が締結されたと承知しているが、本件発電所とは直接関係がないと承知している。

また、中国及びユーゴスラヴィア両国政府に対し、我が国大使館を通じて事実関係を照会したところ、中国政府からは、我が国が供与した資金を他に使用することは制度上あり得ないとの回答を得ており、また、ユーゴスラヴィア政府からは、同政府としては当該契約に関与していないとの回答を得ている。

四の2について

我が国の政府開発援助資金は、我が国政府の認証した特定のプロジェクトに関する契約に従い当該契約業者に対し支払われることを国際約束により担保しているため、第三国において他の目的で使用されるこ

とはあり得ない。

五について

本件発電所はミャンマー全体の約二十五パーセントの電力を発電しており、そのほとんどがヤンゴン及びマンダレー両都市を中心に広く一般国民に供給されるとともに、病院や貧困層向け施設に優先して供給されている。また、ミャンマー政府電力省からは、平成十一年度の総供給量の九十五パーセントないし九十六パーセントが民生向けであるとの回答を得ている。したがって、本件補修工事はあくまでも民生目的の支援である。

六について

我が国としては、ミャンマーにおける現在の民主化及び人権状況に決して満足しているものではなく、状況改善のためにはミャンマー政府と国民民主連盟との間で現在行われている対話を更に意味のあるものとしていくことが重要と認識している。

ミャンマーに対する政府開発援助については、民主化及び人権状況の改善を見守りつつ、当面は既往継続案件や民衆に直接裨^ひ益する基礎生活分野の案件を中心に個別に検討の上実施する方針である。今般、

ミャンマー政府に対し通報を行った本件補修工事もその一環として実施するものであり、その際、この対話を進展させるよう強く申し入れたところである。

このようなミャンマー政府に対する働き掛けは、同国政府との関係を維持してこそ可能であり、本件援助も、この意味で、右の対話の進展等にも資するものと考えている。